



上 / 一般者に対しCH-47JAの体験搭乗を行っている陸自第12旅団(昨年5月 朝霞駐屯地ヘリポート)

中央 / 国際観艦式に伴う一般公開で護衛艦の説明を行っている海自隊員(昨年11月 東京湾)

下 / 空自航空祭で地上展示中の航空機(本年5月 静岡県静浜基地内)

わが国の防衛力を支えている様々な基盤や、防衛庁・自衛隊が平素から行っている様々な活動は、国民や地域社会とつながりが深いものが多い。

具体的には、防衛力を支える基盤である自衛隊の教育訓練は、地元の理解を得なければできないものであり、装備品の生産・技術基盤の主体は民間企業である。また、いわゆる民生支援として、危険物の処理や運動競技会に対する協力などを通じて、防衛庁・自衛隊が国民生活の安定に貢献する一方、自衛官の募集や就職援護などの分野では地方自治体などからの協力を得ている。さらに、自衛隊・在日米軍施設なども、国民からの理解・協力を得てはじめてそれらを安定的に使用することができる。

本章では、わが国の防衛力を支えている様々な基盤のうち主要なものについて、また、防衛庁・自衛隊がどのような分野で国民とかわり相互に協力し合っているのか、国民からの理解・協力を得るためにどのようなことに取り組んでいるのかについて説明する。

第5章

国民と防衛

第1節

防衛力を支える基盤

自衛隊員は、自衛隊法に定められた防衛出動などの任務に当たる必要があることから、国家公務員法第2条で特別職の国家公務員と位置づけられ、一般職公務員とは独立した人事管理が行われている。

自衛隊は、わが国の防衛という国家存立にとって最も基本的な役割を担う専門の組織であり、そのために必要な各種機能を備えた様々な部隊、機関などで構成されている。自衛隊が任務を有効に遂行するためには、国民の理解と支援を得ることが不可欠であるとともに、人的及び物的な基盤を整えることが重要である。

自衛隊の隊員は、その職務の特殊性のため、採用形態や処遇などにおいて一般の公務員とは異なる特徴を持つ。人的基盤を充実させるためには、こうした特徴を反映した人事施策を行う必要がある。また、組織を効率的に運営し、多様な任務を遂行できるよう、隊員一人ひとりが、日々の教育訓練などを通じて自らを鍛練し、知識・技能を修得して向上させることなどが、人的な基盤の充実を図る上で不可欠である。

防衛力は、国の安全保障を最終的に担保するものであり、その機能は他のいかなる手段でも代替し得ない。したがって、時代に合致した防衛政策の下、防衛力を適切に整備、運用することが必要であり、そのためには、それを支える基盤である情報通信機能の強化のための情報通信技術革命への対応、防衛生産・技術基盤の充実強化、必要な装備を透明・公正かつ効率的に取得するための制度などが不可欠である。

また、防衛庁の取り扱う情報の中には、漏えいすればわが国の防衛などに著しく影響を及ぼしかねないものがあることから、これらの保全是、わが国の防衛を左右しかねない重要な課題である。

さらに、防衛施設も防衛力を支える基盤として必要不可欠であるが、その機能を十分に発揮させるためには、その周辺住民の理解と協力を得ることが重要である。

本節では自衛隊の組織と人、教育訓練、情報通信技術革命への対応、防衛生産・技術基盤の充実強化、透明・公正かつ効率的な調達、秘密保全に対する取組について説明する。

1 自衛隊の組織と人

自衛隊の組織

防衛庁・自衛隊は、わが国の防衛という任務を全うするため、実力組織である陸・海・空自衛隊（巻末「陸・海・空自衛隊の編成」、「主要部隊などの所在地」参照）を中心に、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、技術研究本部、契約本部、防衛施設庁など、様々な組織で構成されている。

防衛庁長官は、内閣総理大臣の指揮監督を受け、自衛隊の隊務を統括する。その際、副長官及び二人の長官政務官が長官を助ける。また、事務次官が長官を助け、事務を監督することとされているほか、基本の方針の策定について長官を補佐する防衛参事官が置かれている。さらに、長官を補佐する機関として、内部部局、陸・海・空幕僚監部及び統合幕僚会議（統幕）が置かれている。内部部局は、自衛隊の業務の基本的事項を担当し、官房長及び局長はその所掌に応じ、長官が各幕僚長及び統幕に対し指示・承認などを行うに際し補佐する。各幕僚監部は、各自衛隊の隊務に関する幕僚機関であり、陸・海・空幕僚長は、各自衛隊の隊務に関する最高の専門的助言者として長官を補佐する。また、統幕は、統合幕僚会議議長及び各幕僚長をもって組織され、自衛隊の出動時

「防衛庁」と「自衛隊」は、ともに同一の防衛行政組織である。

「防衛庁」という場合には、陸・海・空自衛隊の管理・運営などを任務とする行政組織の面をとらえているのに対し、「自衛隊」という場合には、わが国の防衛などを任務とする、部隊行動を行う実力組織の面をとらえている。

や、それ以外で統合運用が必要な場合、自衛隊に対する指揮命令の基本及び統合調整、統合部隊の運用などについて長官を補佐する。なお、同会議には、事務局、情報本部及び統合幕僚学校が置かれている。

防衛庁の省移行を巡る論議については、行政改革会議の最終報告（1997（平成9）年）で、政治の場で議論すべき課題とされており、その後、国会で活発な議論がなされている。01（同13）年6月には、第151回通常国会で防衛省設置法案が議員提出され、それ以降継続審査の扱いとなっている。近年、国の平和と安全を確保するための自衛隊の活動が以前にも増して必要とされ、また不透明な国際情勢の中で世界平和へのわが国の貢献が求められている。防衛庁としては、このように国政における防衛の重要性が増す中、諸外国のように国防を担当する行政機関として一省を設けることは、安全保障、危機管理に取り組む国の体制を強化し、これを重視する国の姿勢を内外に示すこととなるため、重要であると考えており、防衛省設置法の早期の成立を望んでいる。



新型潜水艦「なるしお」の艦旗授与式において部隊に対し訓示を行っている佐藤政務官（本年3月 兵庫県神戸市）

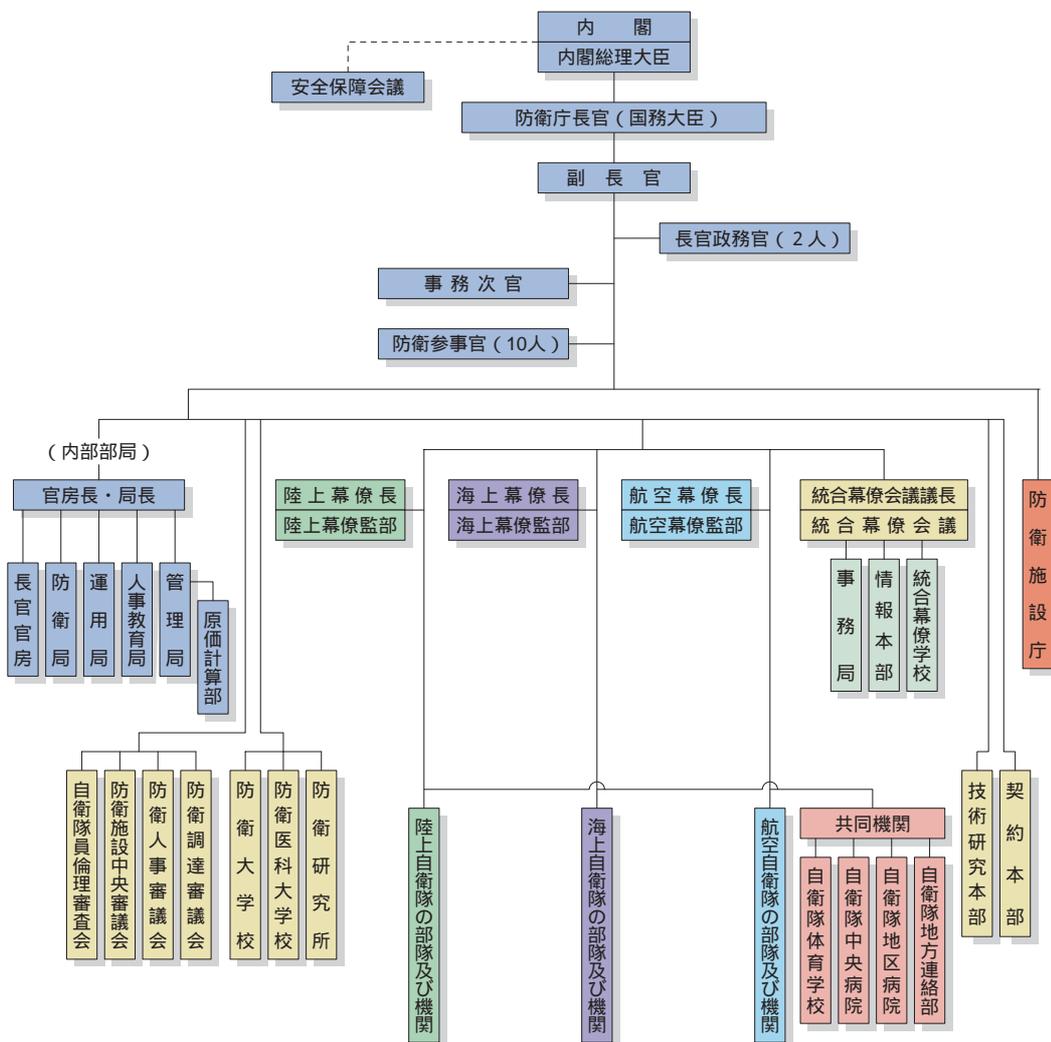
）出動とは、防衛出動、治安出動、警護出動のこと。

自衛隊の統合運用が必要な場合とは、2以上の自衛隊が、次の行動などを命ぜられるか又は命ぜられることが予測される場合で長官が必要と認める場合。

- ・海上における警備行動
- ・災害派遣、地震防災派遣、原子力災害派遣
- ・国際緊急援助活動など
- ・国際平和協力業務など
- ・在外邦人などの輸送
- ・「周辺事態安全確保法」の規定する対応措置（2章5節2（p118）参照）など

）2章1節3（p89）参照。
 ）各種の情報を集約の上、総合的に処理・分析して、国際軍事情勢など自衛隊全般を通じて必要とされる情報などを作成し、防衛庁の関係機関に提供しており、いわば、庁の中央情報組織として機能している。

防衛庁の組織図



防衛庁の組織の概要

組 織	概 要
陸上自衛隊 (巻末の「主要部隊 などの所在地」参照)	<p>方面隊</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数の師団、旅団やその他の直轄部隊（施設団、高射特科群など）をもって編成。 ・5方面隊あり、それぞれ主として担当する方面の防衛に当たる。 <p>師団及び旅団 戦闘部隊と戦闘部隊に対し後方支援を行う後方支援部隊などで編成。</p>
海上自衛隊（同上）	<p>自衛艦隊</p> <ul style="list-style-type: none"> ・護衛艦隊、航空集団（固定翼哨戒機部隊などからなる。）潜水艦隊などを基幹として編成。 ・主として機動運用によってわが国周辺海域の防衛に当たる。 <p>地方隊 5個の地方隊があり、主として担当区域の警備及び自衛艦隊の支援に当たる。</p>
航空自衛隊（同上）	<p>航空総隊</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3個の航空方面隊及び南西航空混成団を基幹として編成。 ・主として全般的な防空任務に当たる。 <p>航空方面隊 航空団（戦闘機部隊などからなる。）航空警戒管制団（航空警戒管制部隊からなる。）及び高射群（地对空誘導弾部隊からなる。）などをもって編成。</p>
防衛大学校 (神奈川県横須賀市)	<p>将来の幹部自衛官を育成するための機関 将来の幹部自衛官を育成するための教育訓練（一般の大学と同様の大学設置基準に準拠した教育を含む。）を行う。 一般大学の修士及び博士課程に相当する理工学研究科（前期及び後期課程）及び修士課程に相当する総合安全保障研究科を設置。 高度の知識及び研究能力を修得させるための教育訓練を行う。</p>
防衛医科大学校 (埼玉県所沢市)	<p>将来の医師たる幹部自衛官を育成するための機関 将来の医師たる幹部自衛官を育成するための教育訓練（一般の大学と同様の大学設置基準に準拠した教育を含む。）を行う。 一般大学の博士課程に相当する医学研究科を設置。 高度の知識及び研究能力を修得させるための教育訓練を行う。</p>
防衛研究所 (東京都目黒区)	<p>防衛庁のいわばシンクタンクに当たる機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊の管理及び運営に関する基本的事項の調査研究を行う。 ・戦史に関する調査研究及び戦史の編纂を行う。 ・幹部自衛官その他の幹部職員の教育などを行う。 ・付設の図書館では、歴史的に価値のある書籍や資料などを管理。
技術研究本部 (東京都新宿区)	<p>装備に関する研究開発を一元的に行う機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各自衛隊の運用上の要求などに応じて研究開発を行う。 ・対象となる分野は、各自衛隊が使用する火器・車両、船舶、航空機をはじめとして被服や食料に至るまで幅広い。
契約本部 (東京都新宿区)	<p>自衛隊の任務遂行に必要な装備品などの調達における契約に関する事務を一元的に行う機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要な装備品などは、火器・弾薬、燃料、誘導武器、船舶、航空機、車両など。 ・防衛費全体の約3割に相当する予算額を執行する。 <p>本部と地方機関である5つの支部で構成。</p>
防衛施設庁 (東京都新宿区)	<p>自衛隊施設や在日米軍施設・区域の取得、財産管理、建設事務及び周辺対策、在日米軍に勤務する従業員の労務管理、在日米軍の違法な行為により生ずる損害の賠償などの事務を行う機関</p> <p>本庁と地方支分部局である8つの防衛施設局で構成。</p>

自衛隊の隊員

自衛隊員は、図のように自衛官、即応予備自衛官、予備自衛官、予備自衛官補と事務官、技官、教官などに分けられる。



陸自第12普通科連隊を視察中の先崎陸上幕僚長
(本年5月 鹿児島県国分駐屯地)

)資料42 (p356) 参照。

)資料43 (p356) 参照。

(1) 自衛官

ア 採用など

(ア) 採用

自衛官は、個人の自由意思に基づき入隊するという志願制度の下で、一般幹部候補生、一般曹候補学生、曹候補士、2等陸・海・空士、自衛隊生徒などとして採用される。自衛官の募集業務の特色は、地方公共団体などの協力の下、北海道に4か所、全都府県に1か所ずつ配置している合計50か所の自衛隊地方連絡部が行っていることにある。

防衛庁職員の内訳

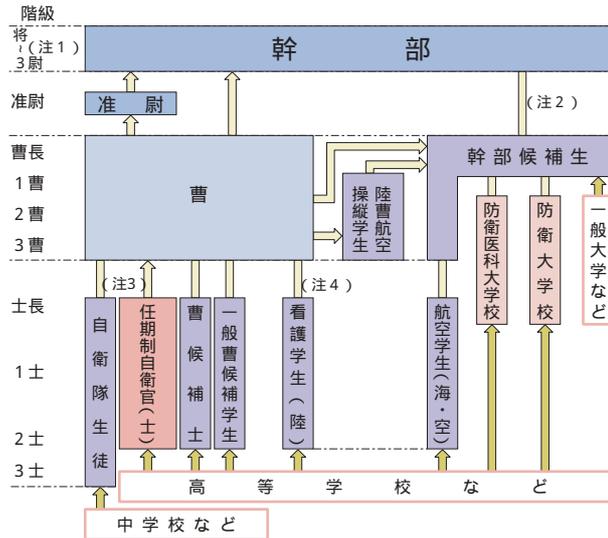
(2003.3.31現在の定員)

防 衛 庁 職 員	特 別 職 員	定員内	防衛庁長官			
			副長官			
			長官政務官(2人)			
		自衛隊	定員内	事務次官		
				防衛参事官等	302人	
				事務官等	23,743人	
				自衛官	258,290人	
		隊員外	定員外	即応予備自衛官		5,726人
				予備自衛官		47,900人
				予備自衛官補		300人
	防衛大学校学生					
	防衛医科大学校学生					
	一般職	定員外	非常勤職員			
			非常勤職員			

(イ) 若年定年制と任期制

自衛官の任用制度で、一般の公務員と比べ大きく異なる点は、自衛隊の精強さを保つため、「若年定年制」と「任期制」という制度をとっていることである。「若年定年制」は、一般の公務員より若い年齢で退職する制度である。「任期制」は、2年又は3年という期間を区切って任用する制度であり、士の多くがこの制度で採用されている。

自衛官の任用制度の概要



- (注) 1 幹部の階級は、将、将補、1佐、2佐、3佐、1尉、2尉、3尉に区分。
 2 医科歯科幹部候補生は、医師、歯科医師国家試験に合格し、所定の教育訓練を修了すれば、2尉に昇任。
 3 通信教育などにより、生徒教育3年終了時には高等学校卒業資格を取得可能。
 4 看護師国家試験に合格すれば、2曹に昇任。
 5 黄色い矢印：採用試験、白色の矢印：試験又は選考

自衛官の階級と定年年齢

階級	略称	定年年齢
陸将・海将・空将	将	60歳
陸将補・海将補・空将補	将補	
1等陸佐・1等海佐・1等空佐	1佐	56歳
2等陸佐・2等海佐・2等空佐	2佐	
3等陸佐・3等海佐・3等空佐	3佐	
1等陸尉・1等海尉・1等空尉	1尉	54歳
2等陸尉・2等海尉・2等空尉	2尉	
3等陸尉・3等海尉・3等空尉	3尉	
准陸尉・准海尉・准空尉	准尉	53歳
陸曹長・海曹長・空曹長	曹長	
1等陸曹・1等海曹・1等空曹	1曹	
2等陸曹・2等海曹・2等空曹	2曹	
3等陸曹・3等海曹・3等空曹	3曹	53歳
陸士長・海士長・空士長	士長	
1等陸士・1等海士・1等空士	1士	
2等陸士・2等海士・2等空士	2士	
3等陸士・3等海士・3等空士	3士	

- (注) 1 統合幕僚会議議長職にある陸将、海将又は空将である自衛官の定年年齢は62歳。
 2 医師、歯科医師及び薬剤師である自衛官並びに音楽などの職務に携わる自衛官の定年年齢は別に定められている。

イ 部隊配属など

採用後、各自衛隊の教育部隊や学校で基本的な教育を修了した自衛官は、全国の部隊などへ赴任する。なお、基本的な教育を終えるまでに、各人の希望や適性などに応じて、その進むべき職種・職域が決定される。具体的には、陸上自衛隊（陸自）では普通科（歩兵）、特科（砲兵）、機甲科（戦車・偵察）など、海上自衛隊（海自）では艦艇、飛行、装備など、航空自衛隊（空自）では飛行、航空管制、整備などがある。さらにその後、自衛隊の学校や部隊での教育訓練などを通じて、職務の遂行に必要な資質を養成するとともに知識や技能を向上させることとなる。

また、自衛官には、勤務実績、功労に基づく選考や試験を通じて、上位の階級に昇任する道が開かれている点も特色の1つである。

ウ 処遇

自衛官の職務内容は、各種の作戦を行うための航空機への搭乗、長期間にわたる艦艇や潜水艦での勤務、落下傘での降下など厳しい側面がある。このため、防衛庁・自衛隊は、隊員が誇りを持ち、安心して職務に従事できるよう、職務の特殊性を考慮した俸給と諸手当を支給している。また、職務遂行に必要な被服の支給や貸与、基地や駐屯地内に居住する曹士自衛官に対する食事の支給を行うとともに、公務や通勤によらないで負傷したり病気にかかった場合でも、療養などが受けられる制度を備えている。

部隊などでは、シフト勤務などの特殊な場合を除き、通常は、日課表に従い勤務しているが、自衛隊が対応すべき事態は、昼夜の別なく起こる可能性があることから、隊員は、いつでも職務に従事できる態勢になければならない。このため、陸上において勤務する曹長以下の自衛官は駐屯地や基地内での居住が、艦艇乗組員は艦艇での居住が原則とされている。そこで、隊舎や艦艇の生活環境の整備・充実のため、隊舎の新設や建て替えを促進するとともに、艦艇の居住性の改善を進めている。また、隊員の福利厚生充実を図るため、談話室、図書室、各種売店などを備えた厚生センターの整備なども行っている。



駐屯地隊員食堂において昼食喫食中の陸自隊員
(本年3月 東立川駐屯地)



隊舎内居室において課業準備中の空自幹部候補生
(本年5月 空自幹部候補生学校)



協力支援活動派遣のため艦艇食堂を利用して昇任試験を受ける海自隊員(昨年3月 インド洋 派遣護衛艦内)

結婚によって親族などを扶養する場合など一定の要件に該当すると認められる自衛官は、基地などの外での居住が認められている。

エ 就職援護

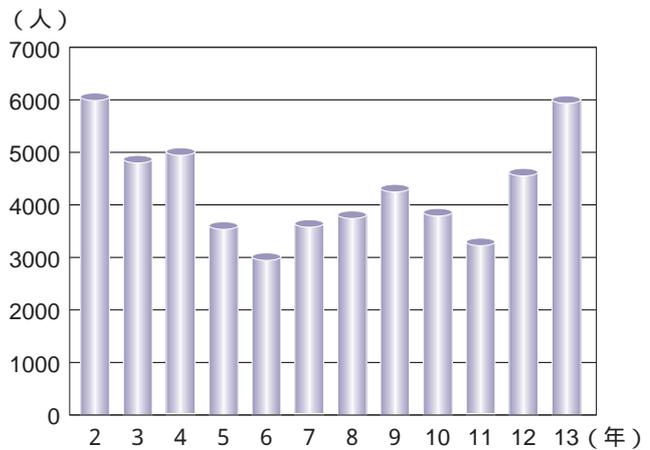
50歳代半ばで定年を迎える若年定年制の自衛官の多くは、退職後の生活基盤の確保などのため再就職を必要としている。また、任期制自衛官は、任期満了により大半が20歳代に退職しているため、その後の長い人生の生計を維持する上で再就職が必要不可欠である。

このようなことから、防衛庁では、人事施策における最重要事項の一つとして、退職予定自衛官に対して、再就職に有効な技能を身につけるための訓練や、再就職に際しての心構え、必要な知識の教育を行うなど、就職援護のための様々な施策を講じている。

このような施策は、自衛官が安心して職務に励むとともに、その士気を高め、優れた資質を有する人材を確保するためにも重要である。

また、若年定年退職する自衛官が多数となる時期を迎えている中、今後も厳しい雇用情勢が続くことが予想される。このため、就職援護施策の一層の充実を図る必要があり、退職自衛官の公的部門における採用などを推進するとともに、各自衛隊などが有する雇用情報を有効に活用するためネットワーク化を進めているほか、職業訓練課目などを充実させ、再就職希望者の能力の向上を図るなどの施策を推進している。

定年退職した自衛官数



技能訓練隊において再就職のための職業訓練中の空自隊員（昨年10月 入間基地）

就職援護のための主な施策

区分	内容
職業適性検査	適性に応じた進路指導などを行うための検査。
技能訓練	退職後、社会において通用する技能を付与（大型特殊自動車、情報処理技術、クレーン、自動車整備、ボイラー、危険物取扱など）。
自動車操縦訓練	大型自動車免許を取得できるよう内部の施設で実施。
通信教育	定年退職予定の自衛官に対し公的資格を取得し得る能力を付与（社会保険労務士、衛生管理者、宅地建物取引主任など）。
業務管理教育	定年退職予定の自衛官に対し社会への適応性を啓発するとともに、再就職及び退職後の生活の安定を図るために必要な知識を付与。
就職補導教育	任期満了退職予定の自衛官に対し、職業選択の知識及び再就職にあたっての心構えを付与。

解説

COLUMN

NPOで活躍する退職自衛官

現在、退職自衛官は、自衛隊で培われた能力・技能を生かし、わが国のみならず、海外においても活躍している。

カンボジアでは、過去の紛争中に埋設されたまま放置されている地雷や不発弾の問題が依然として深刻であるため、人々が安心して生活できるように、退職自衛官がNPO組織・日本地雷処理を支援する会（JMAS）を設立して現地で活躍している。

Japan Mine Action Service

JMASは、昨年2月、「地雷に苦しむ地球上全ての地域と人々に対し地雷処理の支援・協力に関する事業を行い、全ての地域と人々の自発的發展に寄与すること」を目的として設立された組織であり、現在、カンボジア・プノンペンに現地事務所を置いて、退職自衛官と現地人スタッフが不発弾の処理を中心に活動している。

また、どのようなものが不発弾で、発見した際はどうしたらよいのかなど、不発弾に関する住民への普及、啓蒙教育もJMASの重要な業務の一つとなっている。

JMASは昨年7月から不発弾の処理を開始しているが、本年5月末までの処理実績は、爆破総回数が約410回、処理した不発弾が約1万5,000発となっている。

（詳細は、JMASホームページ；<http://www.jmas-ngo.jp/> 参照。）

退職自衛官がNPOとして海外で国際貢献活動を行うのははじめてのことであり、このような取組が活発化することは、現職自衛官の励みとなるだけでなく、国内外に自衛官の能力・技能の高さを広く伝えることにもなるといえる。



現地で不発弾を回収し爆薬を使って処理している状況
（本年5月 カンボジア）



現地で村の子供たちから地雷の位置についての情報を
収集中の退職自衛官（本年5月 カンボジア）

(2) 即応予備自衛官、予備自衛官、予備自衛官補

ア 予備の要員を保有する意義

多様な事態に対して有効に対応し得る防衛力を整備し、同時に、事態の推移にも円滑に対応できるよう、適切な弾力性を確保し得るものとするのが適当であることから、自衛官の定数については、平素は必要最小限で対応しつつ、有事などには、その所要を早急に満たせるように、日頃から予備の自衛官を保持することが重要である。

諸外国では、国家の緊急事態にあたり、人的戦力を急速かつ計画的に確保するため、予備役制度を整備している。わが国でも、これに類似するものとして即応予備自衛官制度、予備自衛官制度、予備自衛官補制度という3つの制度を設けている。

資料7 (p322) 参照。

各制度の比較

項目	即応予備自衛官	予備自衛官	予備自衛官補
基本構想	防衛力の基本的な枠組の一部として、防衛招集命令、治安招集命令、災害等招集命令を受けて自衛官となって、あらかじめ指定された陸上自衛隊の部隊において勤務。	防衛招集命令、災害招集命令を受けて自衛官となって勤務。(陸上自衛隊の予備自衛官については、陸上防衛力の基本的な枠組みの外にある人的勢力として確保。)	教育訓練修了後、予備自衛官として任用。
防衛招集など	防衛庁長官は、防衛出動命令などが発せられた場合若しくは事態が緊迫し、防衛出動命令などが発せられることが予測される場合又は災害派遣などを命じた場合において、必要と認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、各招集命令を発することができる。	防衛庁長官は、防衛出動命令が発せられた場合若しくは事態が緊迫し、防衛出動命令が発せられることが予測される場合において必要と認めるとき又は災害派遣を命じた場合において特に必要と認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、各招集命令を発することができる。	防衛庁長官は、防衛招集命令などを発することはできない。
任務など	部隊の編成にあたり、師団などの4個普通科連隊のうち1個連隊及びこの連隊に協同する特科などの各職種の部隊を、即応予備自衛官を主体として編成する。防衛出動時において、この部隊は、作戦地域における後方の陣地の守備、前方の部隊の予備などに運用する。また、治安出動、災害派遣などにおいては、常備自衛官からなる部隊と、同様の任務にあたることができる。	防衛招集された場合には、自衛官となり、後方の警備、後方支援、基地の警備などの要員として勤務する。また、災害招集された場合には、自衛官となり、災害救助活動に従事する。	予備自衛官として任用後、予備自衛官に同じ。
採用	自衛官であった者又は予備自衛官に任用されたことがある者の志願に基づき、選考により採用。		自衛官未経験者の志願に基づき試験(一般)又は選考(技能)により採用。
任用期間	任用の日から起算して3年。任期満了時、志願により引き続き3年を任用期間として任用。		教育訓練修了まで。(一般:3年以内、技能:2年以内)
呼称	指定階級に「即応予備」を冠して呼称。	指定階級に「予備」を冠して呼称。	階級は指定しないため、特定の定めを置かない。
訓練招集	1年を通じて30日の訓練に従事。	1年を通じて20日を超えない期間の訓練に従事。(現在は年5日。ただし自衛官を退職後1年未満で出身自衛隊に採用された者の初年は1日。)	一般は、3年以内で50日、技能は2年以内で10日の教育訓練を受ける。
手当など	・即応予備自衛官手当: 月額16,000円 ・訓練招集手当: 指定階級に応じて 日額14,200円~10,400円 ・勤続報奨金: 1任期120,000円(良好な成績で勤務した場合) ・即応予備自衛官雇用企業給付金: 1人当たり月額42,700円(年額512,400円)	・予備自衛官手当: 月額4,000円 ・訓練招集手当: 日額8,100円	・教育訓練招集手当: 日額7,900円
年度末人員	約5,300名(本年3月末現在)	約3万7,000名(本年3月末現在)	約250名(本年3月末現在)

(注) 予備自衛官補の人員数については、予備自衛官に任用した者がいることなどから、平成14年度の採用者数より少なくなっている。

イ 雇用企業の協力

即応予備自衛官、予備自衛官、予備自衛官補は、平素はそれぞれの職業に就いているが、必要な練度を維持するため、毎年仕事のスケジュールを調整し、休暇などを利用して訓練招集や教育訓練招集に応じている。

このような即応予備自衛官、予備自衛官、予備自衛官補の制度を円滑に運用するためには、雇用企業などの理解と協力が不可欠である。

特に即応予備自衛官については、年間30日の訓練招集に応じるため、雇用企業などに、不在時の業務調整や休暇取得の配慮など、必要な協力を求めることになる。このため、防衛庁は、即応予備自衛官を雇用する企業などの負担に可能な限り報いるとともに、即応予備自衛官が安心して訓練に参加できるよう、即応予備自衛官の訓練出頭などのために所要の措置を講じている雇用企業などに対し、即応予備自衛官雇用企業給付金を支給している。

即応予備自衛官や予備自衛官は、自衛隊で培った責任感、気力、体力、規律心などを活かし、また、毎年の訓練に参加してこれらを磨くことにより、企業の期待に応じ得るものである。

ウ 予備自衛官補

01（同13）年に導入された予備自衛官補制度は、国民に広く自衛隊に接する機会を設け、防衛基盤の育成・拡大を図るとの観点から、将来にわたり、予備自衛官の勢力を安定的に確保し、民間の優れた専門技術を有効に活用することを目的としている。予備自衛官補は、「一般」（後方地域での警備要員など）と「技能」（医療従事者、語学要員、情報処理技術者、建築士、車両整備士など）からなり、昨年度から教育訓練を開始した。予備自衛官補は、自衛官未経験者の志願に基づき採用され、「一般」の場合は、3年以内に50日、「技能」の場合は、2年以内に10日の教育訓練を修了した後、予備自衛官として任用される。



野外訓練を実施中（第2教育団担当）の一般公募による予備自衛官補（昨年8月 滋賀県大津駐屯地内）

予備自衛官補の採用などの状況

	受験者数	合格者数	採用者数	
一 般	1,371名	590名	235名	
技 能	衛生・甲	67名	40名	37名
	衛生・乙	61名	43名	16名
	語 学	73名	39名	17名
整 備	43名	29名	6名	
小 計	244名	151名	76名	
合 計	1,615名	741名	311名	

- (注) 1 衛生・甲：医師・歯科医師・薬剤師
 2 衛生・乙：理学療法士・作業療法士・診療放射線技師・臨床検査技師・看護師・救急救命士（准看護師の資格を併せて保有する者）・栄養士・准看護師・歯科技工士
 3 語 学：外国語短期大学等以上卒業又は英検準1級若しくはこれと同等以上の能力を有する者
 4 整 備：1級大型・小型自動車整備士・1級二輪自動車整備士・2級ガソリン自動車整備士・2級ジーゼル自動車整備士・2級二輪自動車整備士

平成15年度新たに採用予定の予備自衛官補の技術区分

技術区分	国家免許資格等
語学 (露・華・鮮語)	外国語短期大学等以上卒業者又はこれと同等以上の能力を有する者
情報処理	以下の試験のうちいずれかに合格した者 システムアナリスト試験 プロジェクトマネージャ試験 アプリケーションエンジニア試験 ソフトウェア開発技術者試験 テクニカルエンジニア(ネットワーク)試験 テクニカルエンジニア(データベース)試験 テクニカルエンジニア(システム管理)試験 基本情報技術者試験 システム運用管理エンジニア試験 プロダクションエンジニア試験 ネットワークスペシャリスト試験 データベーススペシャリスト試験 第1種又は第2種情報処理技術者試験
通信	第1級、第2級又は第3級総合無線通信士 第1級又は第2級陸上無線技術士 アナログ第1種、デジタル第1種又はアナログ・デジタル総合種工事担任者
電気	第1種、第2種又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者
建設	1級又は2級建築士、測量士、測量士補 1級又は2級建設機械施工技士

(3) 事務官、技官、教官など

事務官、技官、教官などは、防衛庁全体で約2万4,000名であり、その数は自衛官の約10分の1にあたる。これらの隊員は、主に国家公務員採用種試験、防衛庁職員採用種、種、種試験で採用され、様々な分野で業務を行っている。

事務官などは、内部部局での防衛政策の立案、自衛隊の管理・運営の基本に関する業務、情報本部などでの情報業務、全国各地の自衛隊の運営に必要な行政事務(総務、基地対策など)、後方支援業務(整備・補給など)などに従事している。

また、技術研究本部などの技官は、防衛力の技術的水準の維持向上を図るために必要な研究開発などに取り組んでいる。このほか、防衛研究所の教官は、自衛隊の管理・運営に関する基本的な調査研究を行い、防衛大学校や防衛医科大学校などの教官とともに、有能な隊員を育成するための教育に取り組んでいる。

技官、教官で、本年3月末において、博士号を取得している者は約550名である。

(4) 15年度予算における関連事業の概要

生活関連施設の整備、勤務環境改善施設(整備工場など)の整備など
諸手当の改善、雑役務の部外委託などの処遇改善

(5) 人事施策

防衛庁では、新しい時代に向けて、種々の施策を推進するとともに、新たな人事施策の検討を行っている。

ア 公務員制度改革に関連した検討

公務員制度改革大綱が01(同13)年12月閣議決定されたことを受け、防衛庁における公務員制度改革について、防衛庁・自衛隊の特殊性などを十分勘案しつつ検討を行うため、同月、庁内に「防衛庁公務員制度改革推進委員会」を設置し、所要の検討を行ってきた。昨年10月には、同委員会に替え「防衛庁公務員制度改革等推進委員会」を新たに設置して、防衛庁における公務員制度改革についての検討と併せ、少子・高齢化や高学歴化などを踏まえた自衛隊の新たな人事教育施策についても検討を行っている。

イ 男女共同参画の取組

00(同12)年、男女共同参画社会基本法に基づく男女共同参画基本計画が閣議決定された。防衛庁でも01(同13)年5月、「防衛庁男女共同参画推進本部」を設置し、仕事と育児の両立支援、施設、服制面での配慮、女性職員の採用・登用の促進などの検討を進めている。同本部の決定に基づき、本年4月より、女性の自衛官を表す場合の呼称として、「婦人自衛官」にかえて、「女性自衛官」を用いることとした。

ウ 隊員の離職後の再就職についての規制

99(同11)年の自衛隊法改正を受け、00(同12)年7月、自衛隊員の再就職手続が改正された。この手続きでは、長官の承認の対象となる再就職の範囲を拡大し、具体的な承認基準などを定めるとともに、長官による再就職の承認状況の国会への報告義務が規定されている。また、長官は、防衛人事審議会による審査結果に基づいて、就職の承認を行うこととされている。なお、昨年、長官が自衛隊員の営利企業への就職を個別に承認したのは92件(92名)である。

エ 再任用制度

再任用制度は、高齢・有為な人材の公務内における積極的活用、雇用と年金の連携の確保を図るため、定年退職者などを再任用する制度である。

防衛庁・自衛隊は、この制度に基づき、本年5月末現在89名を再任用している。

中央省庁等改革における審議会の整理統廃合の方針を踏まえて、自衛隊離職者就職審査会と公正審査会の機能を統合し、昨年1月に設置した。部外有識者によって構成され、隊員の再就職に関する審査や、懲戒処分などに関する審査請求事項などの審査を行う。

再任用制度の概要

区分	事務官など	自衛官
基本的考え方	現行の定年年齢を維持した上で、60歳代前半に公務内で働く意欲と能力ある職員を再任用	現行若年退職年齢を維持した上で、退職後も自衛官として働く意欲と能力のある者を、長官が定める業務を行うポストに引き続き再任用
任用形態	・フルタイム勤務 ・短時間勤務	フルタイム勤務に限定
任期	1年以内、更新可能	・1年以内、更新可能 ・出勤などの際は、一定の期間(1年~6か月)延長可能
任用上限年齢	65歳(平成13年度から15年度においては61歳、以後、3年ごとに1年ずつ段階的に引き上げ)	
給与水準	定年退職時の年収の5~6割の水準 (同一の職務の級で再任用された場合)	

オ メンタルヘルス

隊員が強い使命感を持って、わが国の防衛という崇高な任務を全うするためには、隊員のメンタルヘルス(精神的健康)を保持することが極めて重要であるとの認識の下、防衛庁・自衛隊は、メンタルヘルスに関する様々な検討を行っている。

また、00(同12)年の、部外の専門家などによる、自衛隊員のメンタルヘルスに関する施策の提言を受け、現在、部外カウンセラーの拡充や電話による相談体制の整備などの具体的な施策を進めているほか、教育用ビデオの作成・普及を通して、メンタルヘルスに関する隊員の啓発にも努めている。

カ 15年度予算における関連事業の概要

部隊での精神教育など服務規律の徹底
各種相談体制の整備などメンタルヘルスの維持向上

メンタルヘルス活動は、精神的疾病がない、甚だしい不安や苦悩がない、社会規範に適応している、自己実現がなされているといった状態を目指すものであり、個々の隊員の精神的健康を維持し、個人の資質・能力がより効果的に発揮できるように支援する諸活動である。

「自衛隊員のメンタルヘルスに関する提言の要旨」
<http://www.jda.go.jp/jj/delibe/mental/hokoku01.htm>

南海の小島・硫黄島における勤務

硫黄島航空基地隊 海士長 ちうみ 地海 秀一 (29才)

入隊して早10年が過ぎました。私は、富山県新湊市の出身です。小さいときから日々様々な表情と潮風を運んでくれる日本海を見ながら育ちました。その影響もあり、海にかかわる仕事をしたいという思いで、現在海上自衛隊で勤務しています。

私の仕事は、海上航空部隊において回転翼（ヘリコプター）の機体整備を担当する整備員です。平成12年10月から硫黄島に新配備となった救難ヘリUH-60Jの整備員として同年9月から勤務しています。

硫黄島は東京から1,250km南方に位置し、広さは22km²（品川区とほぼ同じ）であり、ご存知のように、昭和20年2月、日米合わせて8万人を超える将兵が激戦を繰り広げ、約2万人の日本兵が玉砕された島でもあります。

硫黄島救難飛行隊は、UH-60J型航空機2機を運用し常時即応態勢を維持しています。特に、小笠原諸島（父島、母島）と洋上における船舶からの急患輸送などの災害派遣を、月に2～3回実施しています。

私が所属する救難飛行隊整備班の任務は、航空機の修理や、年間1,800機を越える外来機支援の他にいろいろな作業があります。

私は、日々の航空機整備において人一倍気をつかい、不具合箇所を見逃すことのないよう心掛けています。

また、硫黄島におけるいろいろな作業として、重量物を輸送艦から陸揚げする補給作業、航空燃料などをタンカーからフローティングホースで陸揚げする揚油作業、遺骨収集、草刈りごみ収集などがあります。その中でも毎年2回行われている遺骨収集に対する支援は隊員にとっても重要な作業です。地熱により60度を越えた壕の中で、我々自衛官も汗だくになりながら交代で壕内やトーチカ内の土を掘出して遺骨収集のお手伝いをしています。昨年12月の遺骨収集においては、57柱の御遺骨を収集できましたが、なんともいえない悲しい思いをしました。

そうした勤務の中での私の楽しみは、在島記念アルバムを作成することです。デジカメを片手に、日、米の飛来する各種外来機の撮影や島内の草花の探索をしたり、海岸めぐりかかねたジョギングを楽しんだりして、アルバムの量はかなりのボリュームになりました。また硫黄島は、日本各地からの勤務者がいるので夜は田舎自慢、方言、特産物などの談義に花が咲き、知らず知らずのうちに友好を深めることができるのも楽しみの一つです。

この2年半の勤務の中で最も嬉しかったこと、それは、急病などで輸送された方々から寄せられる感謝の手紙です。心温まる感謝の言葉を目にしたとき、何にも代えがたい嬉しい気持ちで一杯になります。私たち整備員が、確実なる整備を行い、その航空機が、任務を遂行する。この喜びを胸に今後、日々の勤務の中でより一層、整備員としての信頼が得られるように、また、国民の皆さまから信頼を得る自衛官として活躍できるように勤務していきたいと考えます。



壕内で遺骨収集に従事する筆者（硫黄島）

2 教育訓練

自衛隊が、わが国の防衛をはじめとする様々な任務を遂行するためには、装備品などの充実を図るだけでなく、平素から、指揮官をはじめ各隊員が高い資質と知識・技能を保持するとともに、部隊としても高い練度を維持し、いかなる場面でも実力を発揮できる態勢にあることが必要である。これは、自衛隊の活動が期待される各種事態における迅速・的確な対処を可能とすると同時に、わが国への侵略を意図する国に対し、それを思いとどまらせる抑止力としての機能をも果たす。

教育訓練は、このような人的な面で自衛隊の任務遂行能力を強化するための最も重要な基盤である。このため、自衛隊は、種々の制約の中、事故防止などの安全確保に細心の注意を払いつつ、隊員の教育や部隊の訓練などを行い、精強な隊員や部隊を練成するとともに、即応態勢の維持・向上に努めている。なお、自衛隊では、教育を受け訓練を行った後、さらに高度な教育を受けた上で訓練を行うなど、教育と訓練の質を高めながらこれらを繰り返すことにより、隊員の知識・技能の向上を図ることとしている。

自衛官の教育

(1) 教育の現状

ア 自衛官教育の概要

部隊を構成する自衛官個々の能力を高めることは、部隊の任務遂行にとって不可欠な要素である。このため、自衛官は、自衛隊の学校や教育部隊などで、職務の遂行に必要な資質を養い、知識・技能の修得のための教育を受けている。教育では、使命感の育成と徳操の涵養^{かんよう}、装備の近代化に対応する知識と技能の修得、体力・気力の維持向上、統率力ある幹部の養成を重視している。

採用後、自衛官は、学校や教育部隊などで基礎的な教育を受け、自衛官として必要な資質を養成し、基礎的な知識・技能を修得する。その後、部隊などに配置された後も、それぞれの階級、職務に必要な資質を養い、知識・技能を向上させるため、段階的かつ体系的な教育^イが行われる。

イ 自衛隊の教育の特性

(ア) 入隊直後の基礎教育の徹底

入隊後、例えば任期制自衛官は3～5か月、幹部候補生は5～12か月の比較的長期にわたり、自衛隊の学校や教育部隊などで基礎教育を受ける。

(イ) 在職期間全体を通じた教育

自衛隊では、在職期間全体を通じ、階級などに応じた段階的な教育の機会が与えられる。



普通科幹部上級課程の図上演習において作戦会議を行っている陸自幹部学生（本年5月 静岡県富士学校）



分隊ごとに整列して教務講堂に向かう海自幹部候補生（本年5月 海自幹部候補生学校）

この教育は、自衛隊法第52条の「服務の本旨」に基づき、自衛官の基本的な心構えを述べた「自衛官の心がまえ」（資料45（p358）参照）に準拠して行う。

資料44（p357）参照。

(ウ) 資質及び知識・技能の養成を目的とした教育

自衛官教育では、知識・技能の修得だけでなく、使命感、徳操など、資質の養成を目的とした教育を行っている。



幹部高級課程において研究成果を発表中の空自幹部学生
(本年5月 空自幹部学校)

) 昨年度の部外教育の協力先機関は、国内では筑波大学、東京工業大学など、海外では米国国防大学、ハーバード大学など。

) 留学生受け入れ実績については資料46 (p358) 参照。

(エ) 多種多様な教育

自衛官は、専門の知識・技能をさらに高める必要がある場合や、それらを自衛隊内で修得するのが困難な場合など、海外留学を含め、部外教育機関、研究所) などで教育を受けており、その履修は、幅広い分野に及ぶ。

(2) 時代に適合した教育のための取組

近年、自衛隊では、国際社会での活動の機会や諸外国とのかかわりの増大にかんがみ、前述の教育に加え、英語、ロシア語、中国語、韓国語などの外国語教育を適切に行うとともに、外国に対する理解を深めるため、留学生を受け入れている)。また、国際平和協力業務のための教育訓練の一つとして、国連平和維持活動への参加実績が多い北欧諸国などで実施される研修に幹部自衛官を派遣している。

さらに、装備品の近代化などに伴い、自衛官は、幅広い分野の高度な知識や技能が要求されるようになっており、そうした知識・技能を修得するための教育も行っている。また、中堅幹部に対して、自衛隊以外の人々との交流を通じて幅広い視野を広げるため、国内企業で1年程度の研修などを行っている。

こうした教育や研修は、自衛官を受け入れている大学院や大学、専門学校、企業などの理解や協力の下に行われており、今後も隊員の資質と知識・技能をさらに高めるために、部外の教育機関や企業から積極的な協力が得られるよう努力している。

留学生受け入れ施策の概要

施 策	概 要
授業料の徴収免除	委託国が開発途上国(タイ、シンガポール、韓国などの15カ国)、相互主義を採用している国(ドイツなどの3カ国)や長官が特に必要であると認めた国(米国など3カ国)からの留学生には、授業料の徴収を免除している。
日本語教育の実施	防衛大学校(本科及び理工学研究科)への留学生に対し、日本語教育を実施。
留学生負担経費の軽減	q 防衛大学校本科及び陸・海・空幹部候補生学校への留学生については、委託国が開発途上国及び相互主義の国である場合は、食事を無料支給し、かつ宿舍費や維持費の徴収を免除している。 w 防衛大学校への留学生については、委託国が開発途上国及び相互主義の国である場合は、制服の無料支給又は貸与を行っている。
医療費の徴収免除	開発途上国及び相互主義の国からの留学生が、自衛隊の病院又は医務室で診療を受けた場合の診療経費の徴収を免除している。
外国人留学生施設の借上げ	防衛大学校などにおいて、開発途上国や相互主義の国からの留学生に対し、民間宿舍を借り上げ、家族帯同用宿舍として提供。
外国人留学生施設の建設・提供	家族帯同留学生及び短期研修に参加する外国人のため外国人留学生施設を建設し、宿舍を提供している。
教育訓練履修給付金の支給	一定の開発途上にある地域の政府から委託された留学生に対し、教育訓練の履修を支援するための給付金を、予算の範囲内で支給している。

部隊の訓練

各自衛隊の部隊などで行う訓練は、隊員のそれぞれの職務の練度向上を目的とした隊員個々の訓練と、部隊の組織的な行動を練成することを目的とした部隊の訓練とに大別される。

隊員個々の訓練は、職種などの専門性や隊員の能力に応じて個別的、段階的に行われる。部隊の訓練は、小部隊から、大部隊へと規模を拡大しつつ訓練を積み重ね、総合的な能力の発揮を目標として行う。



女性自衛官教育隊において戦闘訓練（ほふく）を実施中の新隊員（本年5月 朝霞訓練場）



携帯SAM（スティンガー）の模擬射撃訓練を行っている空自第7基地防空隊員（本年4月 茨城県百里基地）



護衛艦艦橋で操艦中の女性自衛官（本年4月 練習艦「あきぐも」）

各自衛隊における部隊の訓練の概要

	概 要
陸上自衛隊	<p>陸上自衛隊では、普通科（歩兵、特科（砲兵）、機甲科（戦車・偵察）などの各職種ごとの部隊行動の訓練、ほかの職種部隊と協同した訓練、普通科部隊などにほかの職種の部隊を配属して総合戦力を発揮できるようにした部隊の訓練を通じて、練度の向上を図っている。</p> <p>これらの訓練は、可能な限り実戦に近い環境下で行うよう努めている（注1）。</p> <p>また、連隊・師団レベルの指揮・幕僚活動を効果的に演練するため、コンピュータを主体とした統裁支援システム（注2）を備えた指揮所訓練センター（注3）と、レーザーを使用した交戦訓練装置やコンピュータなどを備えた富士訓練センターを運用している。このような施設で訓練を行うことにより、部隊として実戦的な感覚を身につけさせるとともに、客観的・計数的な評価を行い、部隊の練度の向上を図っている。</p> <p>このほか、大部隊の長距離機動能力を向上させるための師団規模での北方機動特別演習などの総合的な訓練を行っている。</p>
海上自衛隊	<p>海上自衛隊では、周期訓練方式をとっている。これは、要員の交代や艦艇の検査・修理の時期を見込んだ一定期間を一つの周期としてとらえ、その周期の中に配したいくつかの訓練期間を使って段階的に練度を向上させる方式である。</p> <p>訓練の初期段階では、戦闘力の基本単位である艦艇や航空機ごとのチームワーク作りを主眼として訓練を行う。その後、練度の向上に伴って応用的な部隊訓練へと移行し、部隊規模を拡大しながら、艦艇相互、艦艇と航空機間の連携の訓練などを行っている。さらに、より大きな部隊間での連携ができるよう、海上自衛隊演習などの総合的な訓練を行っている。</p>
航空自衛隊	<p>航空自衛隊は、戦闘機、地对空誘導弾、レーダーなどの先端技術の装備を駆使する集団である。このため、訓練の初期段階では個人の専門的な知識や能力を段階的に引き上げることを重視しつつ、戦闘機部隊、航空警戒管制部隊、地对空誘導弾部隊などの部隊ごとに訓練を行っている。この際、隊員と航空機などの装備品が一体となり、それぞれが有効に機能し、部隊の持つ総合的な力を発揮させることを目指している。練度が向上するに従って、これら部隊間の連携要領の訓練を行う。さらに、これに航空輸送部隊や航空救難部隊などを加えて、防空を主体とする航空総隊総合演習などの総合的な訓練を行っている。</p>

（注）1 例えば、訓練に参加する航空機は、実際に爆弾を投下しないが、地上で爆薬を爆発させるなどして、あたかも航空攻撃が行われたかのように模擬する形で行っている。
 2 入力された部隊の行動をコンピュータにより審判し、状況の付与や記録を行うシステム。
 3 同センターにおいては、実動訓練の制限を受ける連隊・師団などの司令部の戦闘実行場面での指揮・幕僚活動を単独又は対抗方式により、軽易に演練することができ、また、これまで隊員が行っていた審判、状況付与、訓練の記録などをコンピュータを活用して行うことにより、実際の指揮所訓練を従来の2分の1程度の支援人員で行っている。

各自衛隊の主要演習実績(平成14年度)

演習名	期間	場所	主要参加部隊	概要
陸上自衛隊 北方機動特別演習	2002.6.30 ~7.31	東部方面区 ~ 東北方面区 ~ 北部方面区 (矢臼別演習場)	第12旅団及び 第1空挺団基幹 人員 約3,000名 車両 約800両	旅団規模での実動演習、長距離機動能力の練成など。
海上自衛隊 海上自衛隊演習 (図上演習)	2002.9.9 ~9.13	海上自衛隊 幹部学校(目黒)	海上幕僚監部、自衛艦隊司令部、各地方総監部及び補給本部など 人員 約400名	海上作戦における各級指揮官の情勢判断、部隊運用、共同/協同連携要領について演練。
航空自衛隊 航空総隊総合演習	指揮所演習	2002.9.20 ~9.24	航空総隊司令部 (府中)など 人員 約2,600名	情勢緊迫段階から武力攻撃対処段階における指揮幕僚活動の演練。
	実動演習	2002.11.11 ~11.22	日本全域及びその周辺 人員 約34,000名 航空機 約430機	機動展開、防空作戦、基地警備などの演練。

統合訓練

わが国への武力攻撃があった場合などに、自衛隊が、その能力を最も効果的に発揮するためには、平素から陸・海・空自衛隊の統合運用の訓練を積み重ねておく必要がある。このため、自衛隊は、従来、2つ以上の自衛隊が協同する統合訓練を行い、その内容の充実を図っている。統合訓練は、機能別訓練、作戦別訓練、統合演習に区分される。

このうち、統合演習は、統幕が計画と実施を担当しており、近年は、統合防災演習や米軍を加えた日米共同統合演習を行っている。

教育訓練の制約と対応

(1) 陸上自衛隊

訓練を行う演習場や射場のある場所は地域的に偏っており、また、その数や広さも十分でないため、大部隊の演習や戦車、対戦車ヘリコプター、ミサイル、長射程の火砲の射撃訓練などを十分にできない状況にあり、装備の近代化に伴いこの制約は大きくなる傾向にある。また、演習場や射場の周辺地域の都市化に伴う制約も年々増えている。



96式多目的誘導弾システム(MPMS)の実弾射撃訓練を行っている陸自第4対舟艇対戦車隊(昨年8月 米国ヤキマ演習場)

こうした制約に対応するため、師団レベルの実動演習を北海道などの大規模な演習場まで移動して行うなど、限られた国内演習場を最大限に活用している。また、射程が長く国内では射撃できない地对空誘導弾(改良ホーク)や地对艦誘導弾のほか、国内ではその機能を十分に発揮した状態で射撃できない対戦車ヘリコプター、多目的誘導弾システム、戦車などの実射訓練を米国で行っている。

各自衛隊の部隊と統合幕僚会議事務局などが行う、通信、情報、後方補給などの機能ごとの統合運用について練成する訓練。

空地作戦、海空作戦など個々の作戦での部隊などの統合運用について練成する訓練。

全般的な対処構想に基づき、各自衛隊の部隊と統合幕僚会議事務局などの統合運用について練成する訓練。

2章5節3(p123)参照。

(2) 海上自衛隊

国内には、実戦に近い厳しい電子戦[）]環境下での訓練ができるエリアや、ミサイル・魚雷発射訓練の評価ができる大規模な施設などがないことから、国内では得られない訓練環境が確保できるハワイ沖などでの訓練を行っている。

また訓練海域は、水深などとの関連から、使用できる場所や時期などに制約がある。特に、掃海^{そうかい}訓練、潜水艦救難^{すおうなだ}訓練などに適した比較的浅い海域は、一般船舶の航行や漁船の操業などと競合するため、むつ湾や周防灘^{すおうなだ}などの一部に限られる。このため、短期間により多くの部隊が訓練成果を上げられるような計画を作り、効率的な訓練に努めている。



指定された海域で掃海訓練を行っている
掃海艇「ひこしま」の海自隊員（周防灘）

(3) 航空自衛隊

国内の訓練空域は、十分な広さがなく高速で飛行する戦闘機[）]の特性を最大限発揮した訓練などが実施できない。このため、組織的な行動による実戦的な訓練に制約を受ける。また、訓練空域と多くの基地との往復には長時間を要し、電子戦訓練を実施する場合には、電波の干渉防止などの観点から制約があるなどの問題もある。

さらに、多くの基地においては早朝や夜間の飛行訓練の制約があり、また、ミサイルなどの射場についても制約がある。

このため、従来から、国内では得られない訓練環境を確保できる米国で、地对空誘導弾（ペトリオット）の実射訓練を行うほか、グアムにおける日米共同訓練を実施している。

また、本年度は、米空軍演習（コープサンダー演習[）]にF-15要撃戦闘機とE-767早期警戒管制機を新たに参加させ、空域や電波使用などについて制約のほとんどない環境下での訓練を行った。



日米共同訓練において対戦闘機戦闘訓練のため飛行場を
離陸する空自F-15要撃戦闘機（昨年7月 グアム）

）敵の電磁波を探知し、これを逆用し、あるいは、その使用効果を低下させ、又は無効にするとともに、味方の電磁波の利用を確保する活動のこと。

）米空軍演習（コープサンダー演習）には、平成8年度からほぼ毎年、C-130H輸送機や基地防空隊などを参加させてきた。

安全管理

自衛隊の任務が、わが国の防衛などであることから、その訓練や行動に危険が伴うことは避けられない。

しかし、国民の生命や財産に被害を与えたり、隊員の生命などを失うことにつながる各種の事故は、絶対に避けなければならない。

近年では2001（平成13）年に、島松射撃場（北海道）における空自のF-4 要撃戦闘機の機関砲誤発射事故、白河布引山演習場（福島県）における陸自のりゅう弾砲場外弾着事故などが起こったが、防衛庁・自衛隊は、それぞれの事故原因の徹底的な究明を行い、これらから得た様々な教訓を全国の部隊に徹底するとともに、引き続き、事故発生時の連絡態勢確保と訓練実施に伴う安全管理に努めている。

自衛隊は、引き続き、平素からの航空機の運航や射撃訓練時などにおける安全確保に最大限留意するとともに、海難防止や救難のための装備や航空保安無線施設の整備なども進めている。

15年度予算における関連事業の概要

（1）教育

海外留学の実施、留学生の受入れ、語学教育の実施、国際セミナーの開催などグローバル化に対応した教育の推進

新中距離地对空誘導弾訓練装置と整備実習用教材の整備、哨戒ヘリコプター（SH-60K）用整備実習用装置の整備などハイテク化に対応した教育の推進

（2）部隊の訓練

北方機動特別演習、ホーク・地对艦誘導弾年次射撃、米国での戦車などの射撃訓練、米国における実動訓練（陸自）

海上自衛隊演習、護衛艦などの米国派遣訓練、遠洋航海訓練、護衛隊群の群訓練など、P-3Cなど航空群の群訓練（海自）

航空自衛隊総合演習、空中給油訓練、ペトリオット年次射撃、グアムにおける日米共同訓練、C-130H輸送機などの国外運航訓練、米空軍演習参加（空自）

（3）統合訓練

日米共同統合演習、自衛隊統合防災演習

）いずれも地元に対する今後の安全管理などの説明を行った。また、2002（平成14）年11月に、白河布引山での実弾射撃訓練は再開した。

）平成18年度末の空中給油・輸送機の導入に向け、給油を受ける側の運用要領を研究するため、本年4月下旬から約2週間にわたり、九州西方と四国沖の空域でF-15要撃戦闘機が参加し、米空軍の支援を受けて、初の空中給油訓練を行った。

3 情報通信技術（IT）革命への対応

Information Technology

情報をめぐる環境の変化

近年のコンピュータなどの情報通信技術の発展と普及は、利便性の向上や事務の効率化といった単なる技術革新の効果をはるかに超えて、インターネットに代表されるような新たな形態の情報の流れを生み出し、これにより個人、組織を問わず、情報の取得、発信、活用能力が飛躍的に進歩している。

このような情報をめぐる環境の変化は、人と人との関わり合いや仕事の流れ、組織のあり方における変化を通じて、広く経済、社会、政治などのあらゆる分野に変革をもたらすものと考えられる（いわゆる情報通信技術革命）。防衛庁・自衛隊も、このような環境の変化を見通して、情報通信技術革命に対応するため、防衛力を支える新たな基盤である情報通信技術にかかわる組織や業務をどのように改革するかが喫緊の課題となっている。

隊員の現場の姿

武器弾薬員としての誇りと自覚

第6航空団 2等空曹 大津泰雄(29才)

石川県にある航空自衛隊小松基地では、日本海における防空任務を担い、各種任務遂行のための訓練を行うことで即応体制の維持に努めています。

私は「武器弾薬員」と呼ばれる特技員で、航空機の構成品や武器の整備を行い、また、戦闘機に弾薬類の搭載を行うことを職務としています。最近では、新型ミサイルが開発されたり、航空機の近代化も行われているため、今まで以上に高度な知識が必要となり、隊員一人ひとりが自らの能力向上に日夜努力する毎日です。

そのような私は日頃自衛隊という組織のなかで最も大切なものは「信頼関係」と考えています。どのようなものでもそれを取り扱う者同士が信頼できなければ、安全を確保することなどできません。ましてや取り扱うものが兵器となれば尚更です。また、兵器が危険を伴うものである以上、それを取り扱う隊員の安全意識と責任感が必要不可欠なものと言えます。民間企業は「営利」「環境」「福祉」など人が生活するうえで大切なものを生み出し、また、流行などに左右されてしまうことも度々ですが、国を防衛するという行為には「営利」も「流行」もありません。

武器弾薬という一般社会では聞き慣れない危険を伴う仕事をしているので気疲れもしますが、それ以上の充実感があるのも事実です。安全を確保しつつ危険な任務を遂行するパイロットを滑走路横のアーミング場で最後に見送り、また、訓練を終えて基地に戻ってくる時に最初に出迎えることは、武器弾薬員の職務でありやり甲斐です。また、実際に防衛の一端を担っていることを実感できるときでもあります。しかし、辛いこともあります。それは、訓練中のパイロットの事故に遭遇した時です。最悪の場合は殉職の知らせもあります。そういう場合、我々が悲しみを乗り越えなければ、殉職したパイロットや残された家族に申し訳ないし、また、この乗り越えようとする力が団結につながり、ひいては強い組織になると思います。このことを後輩に伝えることが私たちがこれまで受けてきたことに対する組織への恩返しとなり、発展寄与し、また、わが国の「存続」「繁栄」につながるものと思います。

自衛官として、ここ6空団での勤務を通じて私は「自由」や「平和」のあるべき姿を知りました。それらは与えられるものではなく勝ち取り、さらに維持することが大切であることを学びました。そして自由で平和な日本を後世に受け継ぎたいと思います。



F-15 要撃戦闘機への弾薬搭載訓練を行っている筆者
(本年5月 石川県小松基地)

「防衛庁・自衛隊における情報通信技術革命への対応に係る総合的施策の推進要綱（IT要綱）」

<http://www.jda.go.jp/library/archives/it/youkou/index.html>

平成14年版防衛白書
5章1節3(p265～270)参照。
http://jda-clearing.jda.go.jp/kunrei/w_fd/2002/honmon/frame/at1405010300.htm

情報の認知、収集、処理、伝達を迅速かつ確に行うことについて相手方に優ること。

3章2節5(p150)参照。

防衛庁・自衛隊のコンピュータ・システムは、これまで各機関又は各業務ごとに整備されてきたため、自衛隊を横断した全体としてのネットワーク化がなされておらず、異なる機関間、システム間におけるデータの共有や交換が困難な状況にあったため、平成13年度から、既存のネットワークを集約一元化するDIIの構築に着手した。

コンピュータ・システムの標準化・共通化の推進、各種システムの開発・維持管理にかかわるトータルコストの低減、最新の技術の取込の容易性向上などを目的とした基盤的ソフトウェア群。

防衛庁・自衛隊では、2000（平成12）年に、取り組むべき施策の全体像と方向性を示し、各種の施策を一体的、体系的に推進するため、「防衛庁・自衛隊における情報通信技術革命への対応に係る総合的施策の推進要綱（IT要綱）」¹⁾を公表した。

IT要綱の概要とこれまでの取組の状況²⁾

(1) IT要綱の概要

ア 防衛庁・自衛隊の情報通信技術革命への対応の意義

軍事の世界において、情報通信技術の進歩が及ぼす影響は広範であり、センサーの高度化による誘導武器の精度向上、在庫管理システムによる補給効率の向上、シミュレーションの活用による教育訓練の効率化など、様々な分野における効果が期待されている。その中で最も顕著なものの一つは、情報通信機能の向上を通じた、防衛力の発揮そのものに与える影響と考えられ、大容量・高速・広域の情報通信ネットワークを実現することなどにより、防衛力発揮の効率、効果を劇的に向上させる可能性を有している。

一方、情報通信技術の進展による社会変革に伴い、情報格差（デジタル・ディバイド）の発生、ハッカーなどによる情報システムへの侵入やコンピュータウィルスの影響の増大など、社会全体に新たな脆弱^{ぜいじやく}性が生まれた。これらに対応し、自らの情報通信基盤を守るためには、常に最先端の技術、知識を獲得する必要がある。また、このような変革期には、防衛庁を含めたあらゆる組織は、単なる情報通信技術の導入だけではなく、情報通信技術による環境の変化を見通して、組織や業務のあり方を改革する必要がある。

このような認識を踏まえ、防衛庁・自衛隊においても情報通信技術の成果を積極的に取り入れることにより、情報優越³⁾を追求し、防衛力の統合的かつ有機的な運用を可能とする基盤を体系的に構築することが必要不可欠である。

イ 中核となる3つの施策

高度なネットワーク環境の整備、情報通信機能の強化、情報セキュリティの確保⁴⁾のための施策を推進する。

ウ その他の施策

業務全般の情報化への対応の推進、人的・技術的基盤の整備、諸外国との交流、体制の整備、軍事における革命（RMA）への対応の研究などの施策を推進する。

Revolution in Military Affairs

(2) これまでの取組の状況

ア 中核となる3つの施策

(ア) 高度なネットワーク環境の整備

情報の共有による自衛隊の統合的かつ有機的な運用態勢を強化するため、本年3月、全自衛隊共通のネットワークである防衛情報通信基盤（DII）⁵⁾のオープン系の運用を開始するとともに、2002（平成14）年度からクローズ系の設計に着手している。

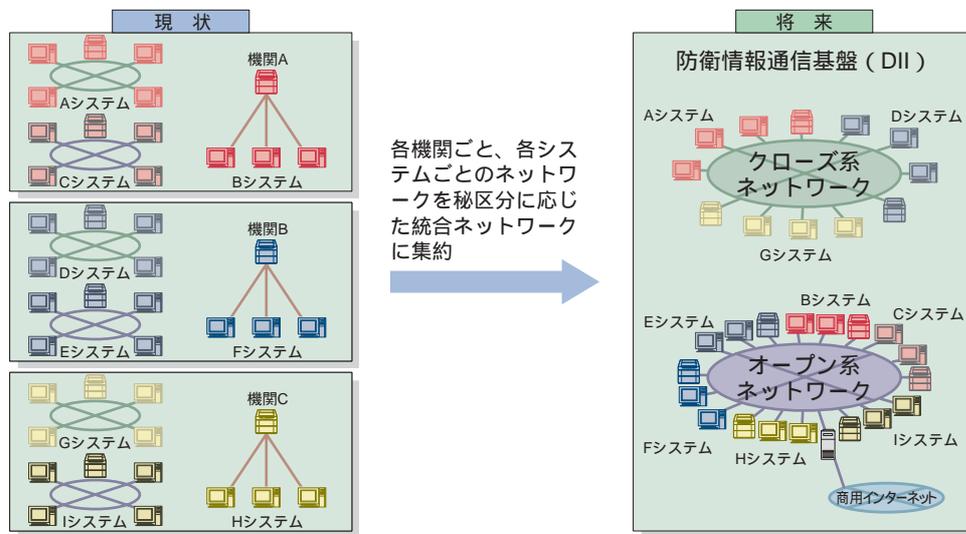
また、本年3月、統幕事務局にDIIネットワークの稼働状況やセキュリティの常時監視などの業務を行う防衛情報通信基盤（DII）管理運営室を新設した。

さらに、昨年度から、コンピュータ・システム共通運用基盤（COE）⁶⁾の設計・構築を開始するとともに、COEの管理・更新などのために、本年度、統幕事務局にCOEの管理組織を新設する。

Common Operating Environment

Defense Information Infrastructure

防衛情報通信基盤(DII)の概要



(イ) 情報通信機能の強化

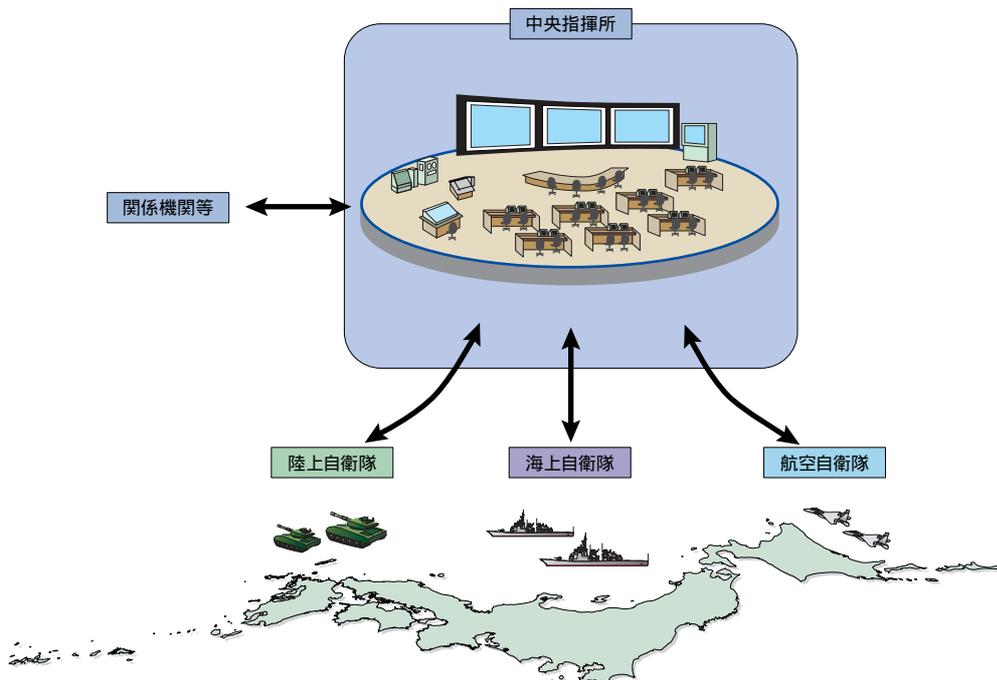
本年3月、戦闘様相の迅速化などに対応して、防衛庁中央において適時、適切かつ総合的な観点から指揮し得る体制を確保するため、陸・海・空自衛隊の各種指揮システムとオンライン接続してデータの集約処理を行う中央指揮システム(CCS)の整備が完了した。15年度は、今後予定している中央指揮システムを構成する機器などの更新に伴う電算機システムの設計を行うとともに、プログラム改修に着手する予定である。

Central Command System

(ウ) 情報セキュリティの確保

3章2節5(p150)参照

中央指揮システムの概要



イ その他の施策

(ア) 業務全般の情報化への対応の推進

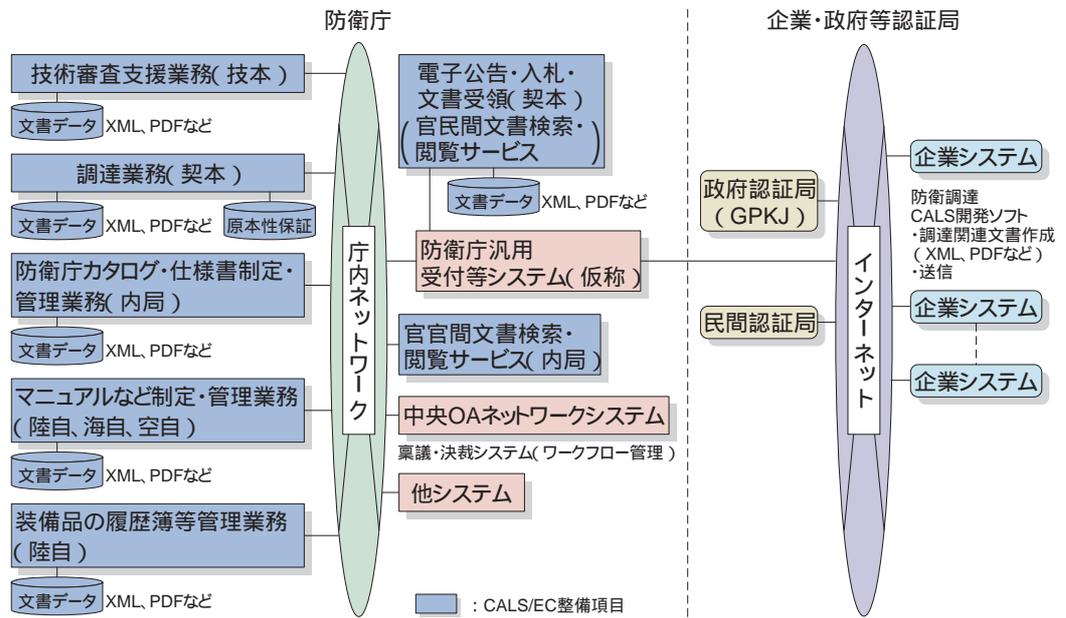
防衛行政、調達・補給、教育訓練、衛生など、あらゆる分野で情報化を進めるため、防衛庁中央OAネットワーク・システムの換装など防衛行政の情報化と、CALS/ECの導入を推進している。

）装備品などのライフサイクルを通じた情報を電子化/データベース化などによって共有し、装備品などのライフサイクルコストの低減、開発や調達の所要期間の短縮、品質の向上などを目指す取組本節5（p270）参照。

(イ) 人的・技術的基盤の整備

ITを駆使した教育用器材や教育管理用器材の整備、IT技術教育用器材の取得など、高い能力を有する人材の育成・確保や情報通信技術を装備品などに取り込むための技術的基盤の整備を行っている。

CALS/ECの将来構想図



(3) 15年度予算における関連事業の概要

防衛情報通信基盤（DII）の整備など高度なネットワーク環境構築

中央指揮システムの充実などの情報通信機能の更なる強化

(4) 今後の取組のための留意事項

情報通信技術の導入の推進にあたっては、業務遂行を含む組織文化を変革するなど隊員の強い意識改革が必要とされる。また、不断に進歩する情報通信技術に対応するためには、コマーシャル・ベースの技術、製品の導入などによりシステムを構築するほか、事業・計画の内容の柔軟な見直しが必要である。

4 防衛生産・技術基盤の充実強化

防衛力は国の平和と安全を最終的に担保するものであり、その機能はその他のいかなる手段でも代替し得ない。このような防衛力を適切に整備し、運用するためには、防衛力の主要な要素である装備品について、それを支える基盤を充実強化することが必要である。この点について、防衛大綱¹⁾では、「装備品などの整備に当たっては、適切な国産化などを通じた防衛生産・技術基盤の維持に配慮するとともに、技術進歩のすう勢に対応し、防衛力の質的水準の維持向上に資するため、技術研究開発の態勢の充実に努める」こととしている。

¹⁾「平成8年度以降に係る防衛計画の大綱について」2章2節参照。

装備品の国産化を通じた防衛生産・技術基盤の充実強化

(1) 国産化の意義

工業力の十分発達した先進国は、一般的に装備品の自主的な開発と国産に努めている。わが国でも、装備品の自主開発、国産化は、わが国の国土、国情に最も適した装備品の取得、高い技術力の保持、装備品の安定供給、緊急時の急速取得、維持・修理・補給などの後方支援機能の保持の容易性、外国の装備品を導入する際の相手国に対する交渉力の保持などの観点から重要である。



F-2 支援戦闘機を組み立て中の民間企業の生産ライン
(本年2月 愛知県)

(2) 防衛生産・技術基盤の現状と充実強化のための取組

防衛産業をめぐる環境については、近年、国家の財政事情が一層厳しさを増すとともに、装備品などの調達数量が減少する傾向にある一方、情報通信技術を中心とした技術革新の進展などの変化が見られる。

このような中で、防衛産業は人員の再配置、製造部門の分社化や営業譲渡などの合理化・効率化や設備投資の抑制を進めている。しかし、特殊な技術と設備を必要とする防衛の分野では、ひとたびその基盤を失うと、回復には長い年月と多くの費用を要する。したがって、厳しい環境の下で、いかに健全かつ効率的な防衛生産・技術基盤を充実強化していくかは、これまで以上に重要な課題である。

このような観点から、防衛庁は、各界の有識者からなる「防衛産業・技術基盤研究会」を通商産業省（現経済産業省）と共同で開催し、2000（平成12）年、報告書²⁾を取りまとめた。現在、債権流動化³⁾の容認、装備品又は部品の共用化・ファミリー化、民生品・民生技術の活用⁴⁾、「研究開発の実施に関わるガイドライン」（研究開発ガイドライン）の策定など、同報告書に盛り込まれた提言の実施を図っている。

技術研究開発態勢の充実

科学技術の進展に伴う、兵器とそのシステムの高性能化は、戦術・戦法から戦略にまで大きな影響を与え得ることから、装備品などの技術的水準を将来にわたって維持・向上させることは特に重要である。

²⁾報告書では、一般的な方向として、装備品の自主的な開発と国産の推進を今後とも原則とする、防衛産業基盤の関連施策として、産業基盤の維持、効率的・効果的な調達補給の推進、装備品の取得に関する考え方の明確化、企業体質強化の推進と防衛産業の効率化、防衛技術基盤の関連施策として、技術基盤の維持・育成、効率的・効果的な研究開発の推進、評価体制を含む研究開発に関する体制と実施のあり方の見直し、装備・技術面での日米協力の強化、重点技術分野の明確化などが提言されている。
「防衛産業・技術基盤の維持・育成に関する基本的方向」
<http://www.jda.go.jp/j/deli/be/bo-san/tyukan/index.html>

³⁾本節5（p270）参照。

⁴⁾例えば、CCDカメラ技術のミサイル・シーカーへの活用、液晶技術のF-2操縦席用ディスプレイへの活用など。

「研究開発の実施に関わるガイドライン」
<http://www.jda.go.jp/library/archives/kenpatu/index.html>

近年、景気の後退、防衛装備品の調達額の抑制傾向に伴う技術者削減など、防衛産業における研究開発環境の変化により、防衛庁の研究開発の円滑な実施に懸念が生じかねない状況にある。このような中でも、高い水準の防衛技術を維持する必要があることから、防衛庁は、ライフサイクルコストの抑制に十分配慮しつつ、装備品などの開発や技術実証型研究を含む各種研究を行っている。さらに、より一層効果的・効率的な研究開発を行うとの観点から、01（同13）年2月に「研究開発ガイドライン検討委員会」を設置し、同年6月に今後の技術研究の実施のあり方や研究開発体制の見直しなどの方向を示した研究開発ガイドラインを策定した。

(1) 研究開発ガイドラインの概要

ア 基本的な考え方

優れた民生技術を積極的に導入・応用し、民間技術力のみには依存できない技術分野については、適切な基盤の維持育成を図る。また、わが国の独自性を必要とする技術分野については、引き続き自主的な取組を行う一方、米国との技術協力を促進するというものである。



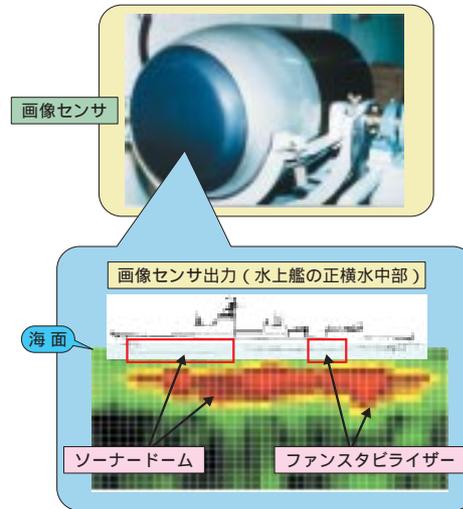
札幌試験場におけるエンジン高空性能試験装置によるエンジンの試験状況（昨年12月 北海道東千歳市）

技術研究本部で研究中の最先端技術

分類	項目名	概要	開始年度	終了予定年度
航空機	新複合材構造	炭素繊維などの強化繊維を樹脂で固め強度を向上させる複合材は、従来、2次元平面内のみ繊維を通すものであったが、繊維を3次的に通すことにより、さらに強度を向上させた3次元複合材作成のための技術。航空機の軽量化につながる。	6	15
	実証エンジン	将来の超音速戦闘機の推進装置として不可欠なアフターバーナー付高性能ターボファンエンジンに関する技術。	7	24
	高運動飛行制御システム	エンジンの推力偏向制御と飛行制御を統合して高運動飛行制御技術の確立を図る技術、及び航空機の高運動性とステルス性を両立させるための機体形状技術。	12	21
誘導武器	ミサイルシミュレータ（改）	ミサイル誘導制御技術の高度化に対応して、各種誘導弾の誘導技術評価のために必要とされるシミュレーション機能向上のための技術。	13	20
	地上誘導方式	将来の経空脅威対処を可能とし、かつ従来目標への対処能力を向上させた将来の対空ミサイル用地上誘導システムに関する技術。	15	19
	GPS/INS複合誘導方式	GPS（全地球測位システム）とINS（慣性誘導装置）の複合処理により誘導弾の位置や速度などの精度を向上させる技術。	15	17
火器・車両	高精度化弾薬システム	りゅう弾砲から発射される砲弾に飛行位置を測定する機能を組み込んで、飛行中の弾道を測定する技術、及び砲弾の先端に取付けた抵抗翼により弾道を修正する技術。	12	18
艦艇・水中武器	マルチスタティックソーナー（艦上処理部）	複数艦のソーナーを同時管制することで、静粛化、ステルス化された潜水艦に対する探知能力を向上させるマルチスタティックソーナー方式に関する技術。	13	17
	魚雷用誘導制御装置	艦艇の隠密性、魚雷防御能力の向上に対処するため、目標識別能力に優れた画像ホーミング方式による魚雷誘導制御技術。	14	22
	将来動力装置	水素・酸素を熱源とする魚雷用の将来動力に関する研究。水素・酸素の発生技術は水中航走体用の燃料電池にも適用可能な技術。	14	16
電子機器	ネットワーク・セキュリティ技術	防衛庁の指揮通信システムへのサイバー攻撃に対する対処技術。	13	16
	ソフトウェア無線機	ソフトウェアのみの交換で様々な無線機との通信を可能とする相互運用性に優れたソフトウェア無線機に関する技術。	13	18
	多目的電波妨害技術	将来の電子戦環境に対応するため、脅威となるレーダの無力化及び目標の探知を単一の妨害波で行う、レーダと妨害の機能統合技術。	15	22



第3研究所において研究中の実証エンジン
(1998(平成10)年6月 東京都立川市)



魚雷用誘導制御装置(イメージ図)

イ 今後の取組

防衛技術分野で重点的に取り組むべき分野

防衛の成否への影響などが高いIT分野、無人機技術、誘導関連技術、戦略的取組が必要な航空機用エンジン技術、アビオニクス技術など。そのほか、統合的な運用に資するものについても重視するとともに中長期的な技術見積の作成を検討する。

研究開発実施の多様化

国内の他研究機関、例えば国立試験研究機関、独立行政法人、大学などとの連携を強化する。また、米国と技術交流をより一層促進するとともに、米国以外の諸外国とも技術交流を促進する。

そのほか、研究開発評価の充実強化、技術研究本部の体制の見直しなど

ウ フォローアップ

毎年度フォローアップを行い、研究開発ガイドラインに掲げた各種施策の進捗状況と課題を検討し、その的確な推進を図ることとしている。

(2) 施策の進捗状況

本年4月、技術研究本部の企画立案機能を強化するため、企画部門の組織改編を行った。

本年2月、日米装備・技術定期協議(S&TF)において、今後の日米装備・技術協力を更に活発化させるため、S&TFの構造見直しを行うとともに、安全保障分野での他の日米間の枠組との有機的な連携を図っていくことが確認された。

本年5月、日米の防衛当局間で実施する「科学技術者交流計画(ESEP)」に関する日米政府間取極を締結した。
Engineers and Scientists Exchange Program

01(同13)年11月の「国の研究開発評価に関する大綱的指針」も踏まえ、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づく政策評価と整合するように取り組むものとして、昨年3月、研究開発評価指針¹⁾を策定し、これに基づき研究開発評価の試行を開始した。この試行を踏まえ、評価制度を確立すべく検討を行っている。

昨年4月、研究開発評価指針に対応して、技術研究本部内の評価体制の拡充などを行うため、評価部門の組織改編を行った。

¹⁾「防衛庁研究開発評価指針」
<http://www.jda.go.jp/jlibrary/archives/kaihatsu/index.html>

防衛庁において開発が完了した主要な装備品など

区分	項目	開発期間(年度)	概要
航空機	観測ヘリコプター (OH-1)	92～99	陸上自衛隊の観測用に使用しているOH-6Dの後継機として開発された、小型の観測ヘリコプター。
	支援戦闘機 (F-2)	88～00	F-1の後継機としての支援戦闘機。
誘導武器	96式多目的誘導弾システム	90～95	戦車などを遠距離から撃破するとともに上陸前の小型上陸用舟艇を撃破するミサイル。
	99式空対空誘導弾	94～98	2000年代初頭以降の空対空戦闘において脅威となる航空機などに有効に対処し得る中距離空対空ミサイル。
	01式軽対戦車誘導弾	97～00	84mm無反動砲の後継として、操作人員の減少と残存性の向上を図った軽量の対戦車ミサイル。
	新中距離地对空誘導弾	96～02	改良ホークの後継として、省人化・省力化を図り、機動性に富んだ中距離地对空ミサイル。
火器・車両	96式装輪装甲車	92～95	73式装甲車の後継として開発された、道路上を高速で機動する能力及び道路以外の起伏に富んだ地形においても機動できる能力を有する装甲車。
	99式自走155mmりゅう弾砲	94～98	75式自走155mmりゅう弾砲の後継として開発された、遠方から近距離まで広い地域における火力戦闘に使用できる自走可能なりゅう弾砲。
	軽装甲機動車	97～00	普通科部隊などに装備し、機動的に戦闘を行えるようにするための車両。
	155mmりゅう弾砲用多目的弾	96～02	155mmりゅう弾砲から射撃され、主として多数の軽装甲目標を制圧するために使用する多目的弾。
艦艇・水中武器	97式魚雷	89～96	MK46の後継として開発された、航空機及び水上艦に搭載し、敵潜水艦攻撃に使用する魚雷。
	次期潜水艦システム	97～02	潜水艦に装備し、潜水艦の戦闘能力を効果的に発揮するための新たな推進システム及び潜水艦統合制御システム。
電子機器	対砲レーダー	87～94	野戦特科部隊に装備し、主として敵の野戦砲の位置を把握するために使用するレーダー装置。
	水上艦用新戦術情報処理装置	92～00	護衛艦に装備し、対空戦、対水上戦及び対潜戦において個艦戦闘能力を効果的に発揮し得る装置。

防衛庁において開発中の主要な装備品など

区分	項目	開発開始(年度)	概要
航空機	救難飛行艇 (US-1A改)	96	洋上救難能力の維持向上を図るため、現有のUS-1Aをベースとして改造開発する救難飛行艇。
	哨戒ヘリコプター (艦載型)	97	現有のSH-60Jをベースとして、対潜能力及び対水上作戦能力などを向上させた艦載型の哨戒ヘリコプター。
	次期固定翼哨戒機、次期輸送機	01	平成23年度以降、P-3Cの後継及びC-1の後継として運用可能な次期固定翼哨戒機及び次期輸送機を、その適用技術の共用化により低コストで開発する。
誘導武器	新短距離空対空誘導弾 (XAAM-5)	98	短距離での空対空戦闘に有効に対処し得る空対空ミサイル。
	99式空対空誘導弾 (改)	02	99式空対空誘導弾の残存性、攻撃範囲、対妨害性などの機能・性能を向上させた中射程空対空ミサイル。
火器・車両	新戦車	02	現有戦車の後継として戦車部隊に装備し、対機甲戦闘及び機動打撃に使用する戦車。
艦艇・水中武器	水中航走式機雷掃討具 (S-10)	98	掃海艇に装備し、機雷の搜索と処分を合わせて行える無人の航走体。
	新アスロック	99	護衛艦に装備し、水上艦用ソーナーと組み合わせた運用により、潜水艦を遠距離で攻撃・撃破するシステム。
電子機器	水上艦艇用EW管制システム	98	護衛艦に装備し、電子戦を迅速かつ的確に行うために使用する管制システム。
	将来警戒管制レーダー	99	遠距離小目標、高速・高機動目標などを探知し得る警戒管制レーダー。
	基幹連隊指揮統制システム	01	普通科連隊などの運用に資するよう野外コンピュータ・ネットワークを構築し、指揮命令などに必要なデータを迅速・効率的に伝達し得るシステム。

防衛関連企業における情報セキュリティ確保について

LANやインターネットなどをはじめとしたIT（情報技術）の急速な伸展により、情報システムは、現代の社会基盤にまで成長してきたといえる。その一方、情報システムには、情報漏えい、改ざんなどの各種の不正行為、犯罪などの大きな問題があることも広く認識されるようになってきている。欧米各国では、比較的早いうちから、こうした認識をもっており、情報セキュリティに関する各種施策を積極的に推進してきている。最近では、こうした欧米各国の取組は、国際標準（ISO）の制定にまで発展しているところである。わが国においても、ITの進展に伴い情報通信関連企業を中心に国際標準や国際標準に準拠した評価制度の導入を目指す企業が増えつつある。

こうした中、先般、防衛庁の装備品の製造を受注した企業内で、装備品である情報システムに関する情報が外部へ漏えいするという事案が発生した。

この事案を契機に、防衛庁としては、中央から第一線の部隊まで様々な情報システムの整備が求められている状況において、情報システムの調達のプロセスで使用する情報は作成される情報について、速やかに情報セキュリティの確保のために具体的施策をとる必要があると判断し、庁内に委員会を設け検討を進め、その成果をとりまとめた。

検討の成果としては、国内外の企業でも導入の進みつつある国際標準などの考え方を取り入れた情報セキュリティ管理に関する基準などを策定し、防衛庁の情報システムの製造を受注する企業にこれに基づく対策の実施を求めていこうというものである。

具体的には、

防衛庁は、情報セキュリティ管理に関する国際標準などに準じて、「基本方針」、「基準」、「（監査）実施手順」という3つの階層からなる、調達における情報セキュリティ管理の体系を策定する。

防衛庁の情報システムを受注する企業に対し、同様な情報セキュリティ管理の体系の作成を求める。

防衛庁は、当該企業の作成した情報セキュリティ管理の体系のうち、「基本方針」、「基準」、「実施手順」が防衛庁の策定した「基本方針」、「基準」に適合しているか、企業が作成した「実施手順」に基づいて行う情報セキュリティ確保策が適切に実施されているかを監査する。

という枠組を契約上、相手方企業に求め、企業の自主監査と防衛庁の行う監査を通じてその確実な実施を図ろうというものである。

この施策は、平成15年度中にも実施することとし、今後、監査体制の整備などを行っていく予定である。なお、防衛庁は、今後も国際標準などの動向を把握しながら常に施策の見直しを行い、より確実な情報セキュリティ管理の徹底を目指していきたいと考えている。

5 透明・公正かつ効率的な調達

防衛庁では、厳しい財政事情、装備品の調達・維持コストの増加傾向、健全かつ効率的な防衛生産・技術基盤の充実強化の必要性などを踏まえ、効率的な調達補給態勢の検討と整備を行うことを目的として、1996（平成8）年に取得改革委員会を設置し、98（同10）年に同委員会での検討結果を取りまとめた。

また、調達実施本部をめぐる背任事件を受け、透明で公正な調達制度の構築を図るため、98（同10）年、防衛調達制度調査検討会を開催するとともに、同年、防衛調達改革本部を設置し、99（同11）年、「調達改革の具体的措置」をまとめた。

これらに基づき、防衛庁では、調達制度、機構の改革、隊員の再就職のあり方の見直しなどに関する各種の改革施策を推進している。ここでは、その取組の現状について説明する。

調達制度の改革など

（1）競争原理の強化

防衛装備品の規格・仕様書の見直し、インターネットによる規格・仕様書の概要の公開の推進、民生品の活用やこれに伴う一般競争契約への移行の推進、随意契約の理由の公表などの施策を行っている。

（2）ライフサイクルコストの低減など

99（同11）年度から3か年で装備品などの単価を10%低減するとの目標を達成したが、15年度予算では、低減した単価の維持に配慮したほか、引き続き、装備品の維持整備費用の見直し、研究開発段階でのコスト低減に取り組んでいる。

（3）企業側のコスト削減に向けたインセンティブ向上など

中央調達分の「インセンティブ契約制度」の試行、防衛庁向け債権の流動化（債権譲渡）の一部承認などを行ったほか、CALS/EC実用化システムを整備中であり、来年度運用開始予定である。

（4）15年度予算における関連事業の概要

装備品などの調達にかかわる情報保全、品質保証に関する海外調査・研究
契約本部の企業保全体制の充実強化

調達機構などの改革

（1）組織・人事の見直し

中央調達機関や陸・海・空自衛隊の主要な地方調達機関において、契約部門と原価計算部門を組織的に分離したほか、調達関係職員の補職を原則3年以内としている。

（2）第三者による監視体制の整備

防衛調達の透明性・公正性を向上させるため、部外有識者からなる防衛調達審議会（原則、毎月1回開催）で、サンプリング方式による個々の契約の妥当性などを調査審議している。

（3）調達業務にかかわる教育・研修体制の充実

契約本部では、99（同11）年度以降、統一的な調達研修を行っている。また、各自衛隊は、調達関連科目の充実などを行っているほか、民間の知識を活用するため、専門家による講義の受講や既存の民間講座への参加などを行っている。

）本節4（p265）参照。

）「取得改革調査委員会報告書」
<http://www.jda.go.jp/j/library/archives/chotatu/roa9806.pdf>

）調達実施本部元幹部らが、防衛庁から多額の過払いを受けていた企業2社からの返還処理にあたり、企業関係者と共謀の上、1994（平成6）年から95（同7）年にかけて、会計法令などに違反して返還額を不正に減額し、国に損害を与えた。

）「調達改革の具体的措置」
<http://www.jda.go.jp/j/library/archives/chotatu/soti/index.html>

）本章1節1（p245）参照。

）「防衛調達の現状について」
<http://www.jda.go.jp/j/library/archives/chotatu/index.html>

）「防衛庁の規格・仕様書情報」
<http://www.jda.go.jp/j/info/nds>

現在防衛庁仕様書（DSP）及び各自衛隊仕様書995件、防衛庁規格（NDS）864件を公開（本年5月末現在）。

）例えば、師団通信システムの総取得価格を約474億円から約402億円へと、約72億円低減できる見込み。

）企業が有する技術などを活用したコスト削減提案につき、その50%を技術提案料として計上することを認める制度。旧「減価提案制度」を見直した。

「インセンティブ契約制度について」
<http://www.jda-cco.go.jp/incentive/incentive1.pdf>

）2000（平成12）年度

：約318億円

01（同13）年度

：約240億円

昨年度

：約615億円

の債権譲渡を承認した。
なお、制度の詳細については「防衛庁向債権の流動化（債権譲渡）について」参照。
<http://www.jda-cco.go.jp/SAIKEN.pdf>

）部外有識者からなる防衛庁長官の懇談会である防衛調達適正化会議を発展的に解消し、新たに設置された。
<http://www.jda.go.jp/j/delibe/index.html>

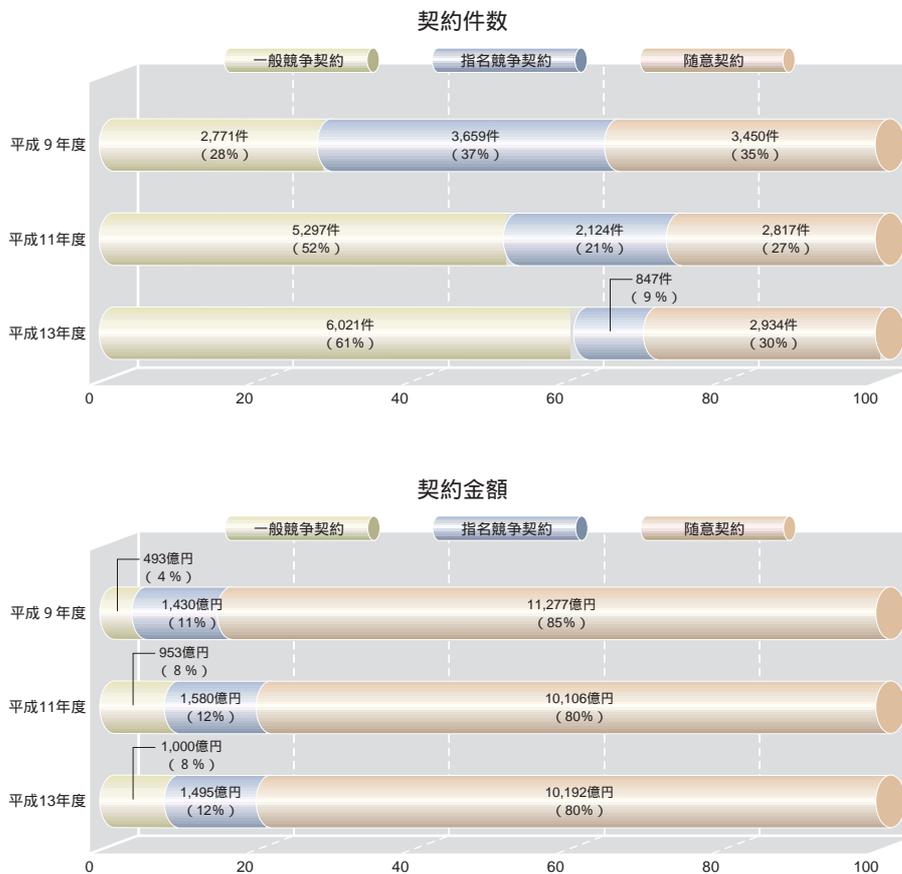
今後の課題など

防衛庁は、競争原理の強化、ライフサイクルコストの低減などにより、防衛調達の見通し・公正性の向上と調達コストの低減に取り組んできており、今後ともこのような施策を行うこととしている。

こうした取組には、企業側の積極的な協力が不可欠であり、企業などとの意見交換を通じてニーズや要望を把握することが重要である。今後、調達制度については、企業からの要望が強い一般競争契約の拡大、インセンティブ契約制度の試行など、一層のコスト削減を図るため、企業の自発的な努力を促す施策を推進する。

また、調達については、部外の高度な知見を積極的に活用して調達システムの合理化・効率化を図るとともに、調達にかかわる職員の意識を改革し、より質の高い人材を育成するための教育・研修体制の充実強化などを推進する。

契約方式別の調達実績(中央調達)



6 秘密保全に対する取組

防衛庁の取り扱う情報の中には、防衛秘密のように、漏えいすればわが国の防衛に重大かつ深刻な影響を及ぼすものがある。秘密を保全することは、国の防衛を全うし、安全を保持する上で不可欠な基盤である。

2000(平成12)年9月の秘密漏えい事件¹⁾を踏まえ、防衛庁では、同種事案の再発防止策を検討するため、「秘密保全等対策委員会」を設置し、秘密保全に関する施策を取りまとめた²⁾。

¹⁾ 現職の海上自衛官が、在日ロシア大使館付武官に秘密文書2件を手渡した事件。そのロシア大使館付武官は、この海上自衛官が逮捕された直後、ロシアへ帰国した。また、海上自衛官は裁判の結果、懲役10か月の有罪判決を受けた。

²⁾ 「秘密保全体制の見直し・強化について」
<http://www.jda.go.jp/j/library/archives/hozen/hozen.pdf>

この委員会では、防衛庁が保有する情報を積極的に情報公開することの必要性や秘密保全に万全を期すことの重要性を深く認識し、秘密保全体制に関して必要な見直しを行い、例えば、関係職員の厳正な峻別・限定、秘密区分の指定の適正化など秘密漏えい防止のための取扱環境の整備、各国駐在武官などとの接触要領、服務指導など、について隊員への徹底を図ることとした。

また、「防衛庁情報保全委員会」を設置し、防衛庁の情報保全業務の実施に関する事項、防衛庁の情報保全業務にかかわる組織や機能の充実や強化のための各種施策に関する事項、各自衛隊の情報保全業務運営の基本に関する事項について検討を行っている。

さらに、防衛秘密の漏えいの罰則強化を内容とした自衛隊法の改正が行われ、昨年11月に施行された。

この改正では、守秘義務違反に罰則を設けている従来の規定とは別に、わが国の防衛上特に秘匿することが必要な一定の秘密（防衛秘密）を漏えいした者を、従前と比べて重い刑罰で処罰するなどの規定を設けている。

このように、防衛庁は、秘密保全に万全を期し、国民の信頼を高め、その期待に応えるよう、全力を挙げて取り組んでいる。

防衛秘密

- ・自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- ・防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報及びこれらの情報の収集整理又はその能力
- ・防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- ・武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。）の種類又は数量
- ・防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- ・防衛の用に供する暗号
- ・武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。）又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法
- ・武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。）又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法
- ・防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（通信網の構成又は通信の方法を除く。）

自衛隊についての上記の事項のうち、公になっていないもの、わが国の防衛上、特に秘匿することが必要であるもの及び長官が指定したものをいう。

従来の守秘義務規定との比較

	従来の守秘義務規定	新しい防衛秘密の制度
対象者（正犯）	職務上秘密を知り得た自衛隊員	防衛秘密を取り扱うことを業務とする者 防衛秘密を取り扱う以下の者 防衛庁職員 国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者 防衛庁との契約に基づき防衛秘密にかかわる物件の製造若しくは役務の提供を業とする者
罰則規定	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金 未遂及び過失漏えいは処罰せず	5年以下の懲役 未遂及び過失漏えいも処罰 (過失漏えいは1年以下の禁錮又は3万円以下の罰金)
共犯などの処罰範囲など	企て、教唆、幫助 (1年以下の懲役又は3万円以下の罰金)	共謀、教唆、煽動 (3年以下の懲役)
国外犯規定	なし	日本国民の国外犯について規定